

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成30年5月16日開催）

付議事案名：国立市住宅確保要配慮者に係る居住支援施策庁内検討会の設置について

提案課 健康福祉部 福祉総務課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

住宅セーフティネット法の改正をうけて、低額所得者、被災者、高齢者などのいわゆる住まいの確保に配慮が必要な方への支援策として、賃貸住宅供給促進などが考えられているところである。

市としても住宅確保要配慮への支援策を進めるため、庁内検討会を設置することについて、庁内合意を得るため、付議するものである。

2. 経過及び現状

平成29年4月26日「住宅セーフティネット法の一部を改正する法律」公布

平成29年10月25日施行

平成30年3月東京都が「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」策定

3. 具体的な措置

しょうがいしゃ、高齢者、ひとり親家庭など、住宅確保に配慮が必要な方の現状を把握し、相談窓口の設置や支援策を検討するため、「国立市住居支援施策庁内検討会」を設置し、検討を行う。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な質疑等】

- ・庁内検討会委員の構成について人数を限定してはどうか。
- ・事務日程について、次年度予算の作成に間に合う様に前倒しして立ててはどうか。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。